



島根県報

平成24年 3 月 30 日 (金)

号外 第 6 4 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	(〃)	2
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(〃)	5
島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	5

【教委訓令】

島根県教育庁等組織規則施行規程の一部改正	(教育庁総務課)	6
島根県教育委員会公文書管理規程の一部改正	(〃)	6

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	(教育庁総務課)	6
教育長の権限を委任する規程の一部改正	(〃)	7
島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正	(〃)	7

教 育 委 員 会 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第5号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

		「学芸員	
別表中	「学芸員	を	主席研究員 に改める。
	「専門研究員」		「専門研究員」

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第6号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「課等」を「課」に改め、「又は室」を削り、同条第5号中「課等」を「課」に改める。

第29条第1項中「休日」を「島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）」に改め、同条第2項中「島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）」を「休日」に改める。

第30条中「課等」を「課」に改める。

第32条中「第29条第1項本文」を「第29条第2項本文」に改める。

第40条中「課等」を「課」に改める。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第40条関係)

火 気 点 検 簿

年月日	年 月 日 ()			最 終	Ⓜ	
点検時刻	時 分			退庁者		
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置		所属長
	ストーブ					
	電熱器					
	コーヒーメーカー等					火元取締責任者
備考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	Ⓜ	
点検時刻	時 分			退庁者		
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置		所属長
	ストーブ					
	電熱器					
	コーヒーメーカー等					火元取締責任者
備考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	Ⓜ	
点検時刻	時 分			退庁者		
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置		所属長
	ストーブ					
	電熱器					
	コーヒーメーカー等					火元取締責任者
備考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	Ⓜ	
点検時刻	時 分			退庁者		
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置		所属長
	ストーブ					
	電熱器					
	コーヒーメーカー等					火元取締責任者
備考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	⑩
点検時刻	時 分			退庁者	
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置	所属長
	ストーブ				
	電熱器				
	コーヒーメーカー等				火元取締責任者
備考					

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	⑩
点検時刻	時 分			退庁者	
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置	所属長
	ストーブ				
	電熱器				
	コーヒーメーカー等				火元取締責任者
備考					

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第7号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「及び室」を削る。

第6条第1項中「又は室（以下「課等」という。）」を削り、「課等に」を「課に」に改め、同項の表中

「

課 等

」を「

課

」に改め、同表教育施設課の項中「施設整備グ

ループ」を「施設整備第一グループ、施設整備第二グループ」に改め、同表高校教育課の項中「学力向上対策スタッフ、産学連携スタッフ」を「学力向上・キャリア教育推進スタッフ」に改め、「、浜田高校定時制・通信制課程整備スタッフ」を削り、同表特別支援教育室の項を次のように改める。

特別支援教育課	企画グループ、指導スタッフ
---------	---------------

第7条中「課等」を「課」に改め、同条の表高校教育課の項第5号中「県立学校」を「高等学校」に改め、同項第11号中「県立学校の児童及び生徒の就（修）学奨励」を「高等学校の生徒の修学奨励」に改め、同項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同表特別支援教育室の項中「特別支援教育室」を「特別支援教育課」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 特別支援学校の児童及び生徒の就学奨励に関すること。

第7条の表特別支援教育室の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 特別支援学校の管理及び運営に関すること。

第8条中「課等」を「課」に改める。

第9条第1項中「課等」を「課」に改め、同項の表中室（課に置かれた室を除く。）の項を削り、同条第2項中「課等」を「課」に改める。

第14条第2項の表の調整監の項中「課等」を「所」に改める。

第14条の6第2項の表調整監及び企画幹の項中「課等」を「所」に改める。

第30条第3項の表の教育機関の項中「課等」を「教育機関」に改める。

第31条中「課等」を「課又は機関」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第8号

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則（平成23年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表9の項第1号中「及び室」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第2号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関

島根県教育庁等組織規則施行規程（昭和43年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第1条中「課等」を「課」に改める。

第4条中「本庁主管課等」を「本庁主管課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第3号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会公文書管理規程（平成23年島根県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第2条第1号中「及び室」を削る。

第14条第2項中「課等」を「課」に改める。

別表第1特別支援教育室の項中「特別支援教育室」を「特別支援教育課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁

出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月30日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

第2条第7号中「課等の長」を「課長」に改め、「及び室長（課に置かれた室の室長は除く。）」を削り、同条第16号中「課等」を「課」に改め、「又は室」を削る。

第4条の見出し及び同条第1項中「課等の長」を「課長」に、「各課等」を「各課」に改め、同条第2項中「課等の長」を「課長」に、「当該課等」を「当該課」に改める。

第5条第2項中「課等の長」を「課長」に改める。

第8条第2項中「（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）」を削る。

第12条の表教育長の項中「課等の長」を「課長」に改め、同表課等の長の項中「課等の長」を「課長」に、「課等に」を「課に」に改める。

第16条の表グループリーダーの項中「課等の長」を「課長」に改める。

別表第1の6の項及び8の項中「課等の長」を「課長」に改める。

別表第2中 「 課 等 」 を 「 課 」 に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

島根県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
出先機関
県立学校

教育長の権限を委任する規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月30日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

第2条第1号中「課等の長」を「課長」に改め、「及び室長」を削る。

別表中「別表」を「別表（第3条関係）」に、「課等の長」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

島根県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会職員被服等貸与規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

第9条第1項中「き損した」を「毀損した」に、「貸与品き損、亡失届」を「貸与品毀損・亡失届」に改める。

別表2の表貸与品管理者の欄中「特別支援教育室長」を「特別支援教育課長」に改める。

様式第9号中「貸与品き損、亡失届」を「貸与品毀損・亡失届」に、「き損、亡失した」を「（毀損・亡失）した」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。